

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

令和6年度事業概要

1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティの実現を目指します。
また、社会福祉啓発を図り、担い手を育成します。

- (1) 地域福祉ネットワーク活動
 - ・地域社会福祉協議会・天童市福祉推進員活動の充実（地域の見守り活動等）
 - ・いきいきサロン・地域カフェ推進事業の充実・普及（高齢者等の仲間づくりや健康増進）
 - ・子育て支援事業（つどいや学習支援教室実施）
 - ・子ども食堂や地域食堂の支援（助成や協力者等の情報提供、食料品の提供）
- (2) 社会福祉啓発と人材育成
 - ・住民助け合い活動の推進、「天童びすけっと（微助っ人）会」
 - ・小中学校の福祉学習への支援、ボランティア活動の推進（ゴミ拾い・除雪・車イス貸出ボランティア等）
 - ・災害ボランティアセンター設置運営訓練実施や協力体制の確保
 - ・いきいきふれあい健康福祉まつりの開催、福祉功労者表彰、福祉を学ぶ実習生の受入れ



2 様々な相談援助事業の実施

多様な困りごとへの相談に対応し、適切な機関・サービスへとつなぎます。相談機関の連携を強化します。

- (1) 天童市生活自立支援センター（生活困窮者の相談対応、支援）
- (2) 天童市多機関協働支援センター（複雑化した課題のケース調整、支援機関の支援）
- (3) 法人後見業務・天童市成年後見センター（成年後見制度の利用相談、制度の周知）
- (4) 生活福祉資金等の貸付、フードドライブ・フードバンク事業（食品等の寄付受付及び困窮者等への提供）

3 赤い羽根共同募金活動（天童市共同募金委員会）

地域社会福祉協議会や町内会等、地域の方々のご協力を得ながら、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開し、市内の福祉活動を支援します。

- (1) 一般募金（学童保育所、保育園、障がい者施設等の施設整備や地域社協等の地域福祉事業への活用）
- (2) 歳末たすけあい募金運動（地域で集めた募金を、その地域の支援に必要な世帯へ適正に配分）

4 天童市地域包括支援センター中央の運営（※担当エリア：天童中部・天童北部・津山・成生・山口・田麦野）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、行政や医療、福祉等、様々な面から高齢者やその家族を支援します。また、地域の関係者等とのネットワークづくりや市内のケアマネジャー等の資質向上を目指します。

- (1) 高齢者の総合相談窓口（高齢者や家族・地域住民の相談・支援）
- (2) 地域の包括的・継続的な支援体制整備（地域の様々な機関や専門職の連携強化・医療と介護の連携等）
- (3) 高齢者の権利を守る事業（高齢者虐待の早期発見・早期対応、成年後見制度申立支援等）
- (4) 認知症施策の推進（認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェ「あったかカフェ」の運営協力）
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（「さわやか健康教室」開催他）
- (6) すこやか訪問事業（介護保険の認定を受けていない75歳以上の高齢者単身世帯等への訪問）

5 介護サービス事業所の運営

利用者一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていけるように、利用者の持てる力を活かした生活ができるよう支援します。

- (1) 天童市居宅介護支援事業所（要介護・要支援等の認定を受けた方のケアプラン作成、要介護認定調査）
- (2) 天童市訪問介護サービス事業所
 - ・高齢者や障がい者等への訪問介護事業等
 - ・多胎児世帯ヘルパー派遣事業、子育て支援訪問事業（子育て中の保護者への支援）



地域カフェ事業（世代交流）

6 天童市総合福祉センターの管理・経営

福祉事業や生きがいがづくり等の活動場所として、誰もが利用しやすい施設を目指します。

- (1) 良好な環境整備、災害発生時等の対応確認や避難所開設への備え
- (2) 同好クラブ事業（囲碁・社交ダンス・手芸・俳句・将棋・民謡）
- (3) 地域事業等で利用する備品の無料貸出（車イス・集会用テント・グラウンドゴルフ用具等）

共に支え合おう
安心して心豊かに暮らせる
福祉のまち天童

問
合
せ
先



社会福祉法人天童市社会福祉協議会

〒994-0013 天童市老野森2-6-3 天童市総合福祉センター内

TEL 023-654-5156 / FAX 023-654-5166

E-mail: fukushi-tendo@viola.ocn.ne.jp <https://www.tendo-shakyo.or.jp/>



社会福祉法人天童市社会福祉協議会

～共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童～

社会福祉協議会とは・・・

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法第109条」）に基づき、設置されています。

社会福祉法人天童市社会福祉協議会では・・・

地域福祉を組織的に進めるため、住民や行政、福祉機関の代表から本会の運営にご参加いただきながら、具体的な福祉課題に対応するため、介護保険サービスの提供や地域包括支援センター中央、生活自立支援センターの運営、行政からの委託事業等に幅広く取り組んでいます。

また、本会では市民の方々から趣旨にご賛同いただき、年会費として1戸700円のご協力をいただいております。令和5年度は1万7,018世帯から1,191万2,600円のご協力をいただきました。誠にありがとうございました。ご協力いただいた会費は「共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童」を理念とした、下記の地域福祉事業等に活用させていただきました。

地域社会福祉協議会の支援

福祉推進員活動

各種相談支援事業

「いきいきサロン」や「地域カフェ」事業の普及、充実

子ども食堂、地域食堂への支援

ボランティア活動の推進

小中学生等の福祉教育事業

社会福祉の啓発、人材育成

災害ボランティアセンター設置運営訓練

訪問介護サービス事業所、居宅介護支援事業所の運営



さわやか健康教室
(軽体操で介護予防)



災害ボランティアセンター設置運営訓練
(近隣市町村協との合同訓練)



小中学校の福祉教育
(車イス体験講座への支援)

令和6年度 予算額合計 2億5,612万3,000円

